

## 建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

### 【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定めるごみ処理施設などの用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

申請者	敷地の位置（用途地域）	面積	備考（処理施設の種類及び処理能力）
日本磁力選鉱株式会社 代表取締役 原田 光久	北九州市若松区 響町一丁目 79番4、5、6、7、8、9 (工業専用地域)	敷地面積: <u>25,896.50</u> m <sup>2</sup> 建築面積: <u>7,398.81</u> m <sup>2</sup> 〔申請部分 539.81 m <sup>2</sup> 〕 延べ面積: <u>6,750.15</u> m <sup>2</sup> 〔申請部分 521.46 m <sup>2</sup> 〕	産業廃棄物処理施設 ・ 廃プラスチック類の焼却施設 <u>1.392 トン/日(24時間)</u>

申請地は付近見取図(314-1)に示すとおり。

### 【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

申請者は、これまで申請敷地において、平成25年2月と平成28年2月に建築基準法第51条ただし書の規定に基づく、ごみ処理施設及び廃プラスチック類の破碎施設の許可を受け、小型電子機器の破碎・選別処理を行い、鉄やレアメタルを含む有価金属などを回収するリサイクル事業を実施している。

今回、廃二次電池に含まれる樹脂類や電解液を気化させて、有価金属を取り出すという、安全かつ効率的なリサイクル処理を行うために必要な処理施設を新築することとなった。処理施設の種類は廃プラスチック類の焼却施設で、処理能力は1.392トン/日(24時間)である。一日当たりの処理能力が政令で定める処理施設(建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」)に該当することから、新たに建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とするもの。